

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の
拡大を求める意見書について

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年3月23日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

中野ひろゆき

高花えいこ

もんま 節子

中村のりゆき

室井安雄

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の 拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護職員の確保に大変苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護職員のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3パーセント程度（月額9,000円）引上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

よって、政府においては、この介護職員の処遇改善について、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公定価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、次の事項に対して特段の措置を講ずるよう要望する。

- 1 令和4年10月以降の臨時の報酬改定における新たな加算については、現行の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法については、その対象に事務職員も含めるなど、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公定価格の見直しにおいては、現行の「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースとする事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請手続の簡素化と、人材確保に対する事業者の裁量権の拡大に向け検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会